

# 連合三重

No.195

2017年6月26日発行

日本労働組合総連合会  
三重県連合会

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891  
TEL.059-224-6152  
FAX.059-223-3633

発行責任者 藤森久次  
編集人 廣瀬純子

クラシノ  
ソコアゲ  
応援団!

RENGOキャンペーン  
一人ひとりが主役です。

HPアドレス <http://www.rengo-mie.jp/>

メールアドレス [info@mie.jtuc-rengo.jp](mailto:info@mie.jtuc-rengo.jp)

三重県の  
地域別最低賃金  
時給 **795円**

## めざそう誰もが時給1,000円

### 最低賃金引き上げに理解を求める



▲津駅前市民に最低賃金の引き上げに理解を求める田所副会長(中小労働委員会)

本年度も7月末から三重県における最低賃金(略:最賃)の審議が始まる。連合三重中小労働委員会では、6月5日「最低賃金意見交換会・学習会」をはじめ「三重労働局への要請行動」「街宣行動」を行う

など、最賃引き上げへの取り組みをスタートした。

現在の三重県の最低賃金は、時給795円である。これでは年2,000時間働いてもその収入は160万円程度で、ワーキングプアと言われる

年収200万円台にも及ばず、経済的に自立した生活を営むことが困難な状況にあるのが実態である。

今年度も連合がめざす「誰もが時給1,000円」の実現に向け、取り組みを進めていく。



◀連合三重から選出された三重県の地域別最賃を審議する労働側5名の審議委員や5つの産業に関わる特定(産業別)最賃を審議する審議委員が学習会・意見交換会に参加し、最低賃金の重要性やあり方、連合の考え方を共有した。



▲三重労働局長へ要請書を提出する吉川会長

厚労省も後援!  
ワークルール検定に  
挑戦しよう

三重で

11月23日(木・祝)実施



WR検  
ワークルール検定

ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合せ先 (一社)日本ワークルール検定協会  
☎03-3254-0545  
<http://workrule-kentei.jp/>

出題例 最低賃金について、正しいものを選びなさい。

- ① 最低賃金は、当該企業における最低の基本給、つまり初任給のことをいう。
- ② 労使は対等の立場にもとづいて賃金額を合意するのであるから、その合意が無効となることはない。
- ③ 最低賃金を上回る賃金額を労働契約で定めた場合、使用者は労働契約で定めた賃金額を労働者に支払わなければならない。
- ④ 最低賃金は、全国一律で定められている。

※出題の解答は3面です。